

(介護予防) 通所リハビリテーション入舟契約書

この契約書は、
様（これ以降「利用者」と略します。）と社会医療法人新潟勤労者医療協会
通所リハビリテーション 入舟（これ以降「事業者」と略します。）との間に居宅介護サービス（通所リハ
ビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）を実施するための取り決めを行うために作成します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう次のサービスを提供します。

(介護予防) 通所リハビリテーション	契約の開始日	令和	年	月	日
	契約の終了日	令和	年	月	日

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 第1条に定めるとおり

契約の満了日 利用者の要介護（又は要支援）認定の有効期間の満了日
（令和 年 月 日）

2 契約満了日までに利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動更新されます

3 前項にかかわらず、介護保険法改正又は介護報酬改定に伴い重要事項説明書の改定が行われた場合、本同意書をもってその内容に同意したとします。なお、その内容は文書により交付します。

(利用者負担金及びその滞納など)

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、重要事項説明書のとおりです。

2 利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納したときは、事業者は1か月以上の猶予期間をおいたうえで支払いの期限を定め、この期限までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解約する旨通告することができます。

通告を行った場合であっても、契約の継続を考慮し、利用者との調整のための努力をします。

3 第2項に定める通告を行った場合は、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへその旨を連絡します。

4 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から1か月）を経過した場合には、この契約文書により解約することができるものとします。

(利用者負担金の納入)

第4条 前条に定める利用者負担金については、サービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した月の翌々月の20日までに請求します。利用者は事業者が指定する翌々月の27日までに、利用者の指定する金融機関より口座引き落としとさせていただくか、現金でお支払い下さい。

2 前項に定める引き落としに要する料金については、事業者の負担とさせていただきます。

3 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金のお支払いを受けた後、1週間以内に差し上げます。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は下記に定めるとおりです。

通常の事業の実施地域 新潟市中央区

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、7日以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

- 2 事業者のサービスの提供にあたり、著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。
- 3 この規定により契約を解約する場合であっても、損害賠償請求の権利に影響を及ぼすものではありません。

(事業者の解約権)

第7条 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。

- 1 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合
 - ① 第3条4項に該当する場合
 - ② 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施区域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
 - ③ 言動が当事業所ハラスメント規定に抵触するとみなされた場合
例：1) 身体的暴力 蹴る・叩く、唾を吐く 等
2) 精神的暴力 大声を出す、威圧的態度で文句を言う、嫌がらせをする 等
3) セクシャルハラスメント 必要もなく身体に触る、卑猥な言動を繰り返す 等
4) カスタマーハラスメント 施設・職員の誹謗中傷、理不尽な要求をする 等
- 2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。
- 3 事業者は契約を解約する場合においては、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへその旨を連絡し、また利用者の希望に応じて他の事業者への紹介を致します。

(契約の終了)

第8条 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- 1 利用者から第2条2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- 2 第6条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- 3 第7条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
- 4 次のいずれかに該当することにより、居宅介護サービスを提供することができなくなったとき
 - ① 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ② 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けることとなったとき（ただし、居宅療養管理指導は除きます）
 - ③ 利用者が要介護認定又は要支援認定を受けることができなかったとき
 - ④ 利用者が死亡したとき

(緊急時等の対応)

第9条 サービスの利用中、利用者に体調・病状に急変が起きた場合、その他自然災害等による緊急事態が生じた場合は、速やかに家族等に連絡をとり、その上で適切な対応を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する居宅介護サービスの実施にあたり事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業所は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(損害賠償)

第11条 事業者は、居宅介護サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与え場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合についてはこの限りではありません。

2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を十分説明致します。

3 事業者が、本来予定されていた介護サービスを事業者の都合により提供しなかった場合、又はその提供が不十分であった場合についても、同様にその損害を賠償します。

(苦情処理)

第12条 利用者は、事業者に対して苦情があるときは、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、事業者の提供した居宅介護支援サービス及び事業者が作成した居宅サービス計画に基づき提供された居宅サービスについての苦情を受けるための窓口責任者及び連絡先を明らかにするとともに、利用者からの苦情の申立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、利用者が苦情を申立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

3 事業者の苦情相談窓口は、重要事項説明書のとおりです

4 事業者は、苦情の申立てがあった場合は、次の手順によりその解決をはかります。

① 利用者や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。

② 苦情に関わる問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。

③ 利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。

なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。

5 事業者は、苦情の処理に際しては、必要な対応について指示を市町村及び又は新潟県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告するなどし、適切な対応について、指示を仰ぎます。

(サービスの提供の記録など)

第13条 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも2年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は、第8条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務)

第14条 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後、また、関係職員の退職後においても第三者には決して漏らしません。

2 前項の規定にかかわらず、利用者に関わる居宅サービス計画を立案するためのサービス担当者会議での情報提供、介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整において必要となった場合、居宅サービス計画に位置付けられた居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医、保険者に対し、情報提供できるものとします。利用者の個人情報につ

いての取り扱いについては、下記のとおりとします。

＜利用者様の個人情報の取り扱いについて＞

通所リハビリテーション 入舟（および医療法人新潟勤労者医療協会）は、個人情報の保護に関する方針を定め、個人情報の利用にあたっては、以下の利用目的の範囲でのみ利用致しますので予めご了承をお願い致します。

〔1〕 介護サービスを提供するための通常業務での利用目的

通所リハビリテーション 入舟では、介護サービスを提供するために、通常の業務において次の目的で利用者の個人情報を利用いたします。

＜事業所内での利用＞

- ①利用者様への介護サービスの提供および説明
- ②利用者様の家族への説明
- ③利用者様の介護サービスの向上のため
- ④介護保険事務および会計、経理事務
- ⑤事故等の報告
- ⑥介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑦事業所での学生等の実習などへの協力
- ⑧利用者様に係る管理運営業務

＜事業所外への情報提供を伴う利用＞

- ①利用者様を担当する居宅介護支援事業所、地域包括支援センターや他の居宅サービス事業者または介護保険施設および医療機関等ならびに保険者との連携、照会への回答
- ②介護報酬、介護予防報酬の請求業務等の介護保険事務
- ③実地指導等への対応や第三者評価機関、外部監査機関等への情報提供
- ④事故の報告、損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

〔2〕 第三者への提供

- (1) 利用者様の個人情報は、あらかじめ利用者(重度の認知症の利用者の場合は家族)の同意をいただくことなく、事業者および法人（新潟勤労者医療協会）の職員以外の者に提供することはいたしません。

ただし、上記〔1〕に該当する場合は、特にお申し出がない限り、介護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において第三者に提供いたします。

※ この取り扱いについて同意しがたい事項がある場合は、その旨を担当者（説明者）または担当窓口までお申し出下さい。お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

- (2) この他、以下の場合についても同意されない場合は担当者（説明者）または担当窓口までお申し出下さい。

- ①利用者様が当事業所を利用されているかどうか第三者より問い合わせがあった場合の返答
- ②事業所での行事等の際に撮影した利用者の写真を事業所、法人等の広報紙等に掲載させていただく場合

〔3〕 外部委託について

当事業所が業務を委託する相手に、利用者様の個人情報を預ける場合があります。その場合は、委託先において個人情報の保護や管理が適切に行われていることを事業所の責任において監督します。

〔4〕 個人情報に対する安全対策

私たちは、個人情報の紛失、破壊、外部への不正な流出、改ざん、不正アクセスを防ぐために、個人情報保護規程を整備し、合理的な安全対策を講じています。

〔5〕 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除

利用者様の個人情報について開示を希望される場合、および個人情報の訂正、利用停止、削除等を希望される場合は、担当窓口までお申し出下さい。ご希望に対し、私たちの規定に従い誠実に対応させていただきます。

その際、所定の料金をいただく場合があります。

以上の内容にご同意いただいたうえで、必要な情報の提供をお願いいたします。

必要な情報を提供いただけない場合には、サービスの提供に一部支障をきたすことがあります。

(契約外条項)

第15条 介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

附 則 平成16年4月1日 施行
平成30年4月1日 一部改訂
令和 2 年4月1日 一部改訂
令和 3 年10月1日 一部改訂
令和 4 年5月1日 一部改訂

通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 契約書別紙 兼 重要事項説明書

◎わたしたち（事業者）の概要は次のとおりです。

事業所名	社会医療法人 新潟勤労者医療協会 通所リハビリテーション入舟	法人名	社会医療法人 新潟勤労者医療協会
所在地	新潟市中央区入船町3丁目3629番地1	電話番号	025-224-9063
県指定 年月日	平成21年4月1日 (番号 1550180333)	利用定員	1単位 月～金：各16人 2単位 月～金：各13人
管理者	檜前 薫	通常の事業の 実施地域	新潟市中央区
従業員の概要	医師 1 人 以上		
	理学療法士又は作業療法士 又は言語聴覚士 2 人 以上		
	送迎担当 1 人 以上		
	送迎車両 1 台 以上		

わたしたち（事業者）が提供するサービスの概要は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

提供するサービスの内容は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションです。

「通所リハビリテーション」とは、病院、診療所又は介護老人保健施設において、ご利用者の心身の機能の維持や回復を図るため理学療法、作業療法やその他必要なリハビリテーションを行うサービスをいいます。

【営業日・営業時間】

営業日	月曜日から金曜日（定休日を除く毎日）
営業時間	8時30分～17時00分
サービス提供時間	9時00分～16時00分
定休日	土日祝日及び年末年始（12月31日～1月3日）、お盆（8月15日）

※その他、事業所が定めた休日は、休業させていただく場合があります。

【あなたに提供するサービス】

サービスの内容	おおむねの提供時間（帯）
通所リハビリテーション・ 介護予防リハビリテーション	
送迎の提供	

【業務取扱の方針】

1 ご利用者の心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターの作成する「居宅サービス計画」と、私たちの作成する「通所リハビリテーション計画」「介護予防通所リハビリテーション計画」に従い、心身機能の維持及び回復を図る事ができるよう通所リハビリテーションを提供します。

2 利用者負担金

このサービスを利用するにあたって、ご負担して頂く料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
利用者負担金額は、これらにかかる料金の1割または2割または3割をご負担頂きます。
介護保険の改定により、法定利用料が改定された場合は、この料金も自動的に改定させていただくこととなりますので、ご了承ください。なお、改定料金については、別途書面でお知らせします。

① 通所リハビリテーションの基本料金

(1日当たりの料金)

介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
3,690円	3,980円	4,290円	4,580円	4,910円

② 通所リハビリテーションの加算料金

ア、リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

開始から6か月	1ヶ月につき	5,930円
開始6か月以降	1ヶ月につき	2,730円

- ・リハビリテーション会議を開催し、医師、理学療法士等、居宅介護支援専門員、居宅サービス等の担当者、その他関係者と会議の内容を共有致します。
- ・一人一人の身体状況や日常生活状況、家屋環境等を確認したうえで、リハビリテーション計画書を作成した場合に頂きます。
- ・リハビリテーション計画書に関与した理学療法士等が説明致します。
- ・上記内容を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために活用します。
- ・医師が利用者又はその家族に説明し、同意を得た場合は、上記に加えて **2,700円**

イ、短期集中リハビリテーション加算

- ・計画書に従って理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は、看護師および介護職員がリハビリテーションを概ね週2回以上実施した場合に頂きます。
- ・退院または退所又は要介護認定日から3ヶ月以内の場合は、**1日につき 1,100円**

ウ、認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)

- ・認知機能や生活環境を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力を最大限に活かしながら、生活機能を改善するためのリハビリを計画書に記載した上で実施した場合に算定します。
- ・1週間に2日を限度として、リハビリテーションを個別に対応した場合(Ⅰ)
⇒ 退院(所)又は通所開始日から3ヶ月以内の場合は **1日につき 2,400円**
- ・個別に利用者宅を訪問し、居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価し、その結果に基づき1月に4回以上、リハビリテーションを個別に対応した場合(Ⅱ)
⇒ 退院(所)又は通所開始日から3ヶ月以内の場合は **1月につき 19,200円**

エ、理学療法士等の加配置に係る加算

1日につき 300円

専従する常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を2名以上配置している場合に算定します。

オ、サービス提供体制強化加算Ⅲ

1日につき 60円

7年以上の勤続年数のある者が、30%以上配置されている場合に算定します。

カ、科学的介護推進体制加算

1月につき 400円

利用者毎の日常生活動作、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係

る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合に算定します。

キ、送迎が実施されない場合	片道につき	470円減算
ク、移行支援加算	1日につき	120円

・評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内にリハビリテーション終了者に対して、電話等により指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること。また、リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。

ケ、処遇改善加算(Ⅱ)

所定単位数の8.3%を加算します。

コ、退院時共同指導加算	1回につき	6,000円
-------------	-------	--------

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(※)を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。

※利用者又はその家族に対して、病院又は診療所の主治医の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させることをいう。

③ 介護予防の基本料金 (月当たりの料金)

要支援1	要支援2
22,680円	42,280円

④ 介護予防の加算料金

(月あたりの料金)

ア、サービス提供体制強化加算Ⅲ

7年以上の勤続年数のある者が、30%以上配置されている場合に算定します。

要支援1	要支援2
240円	480円

イ、科学的介護推進体制加算

1月につき 400円

利用者毎の日常生活動作、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合に算定します。

ウ、利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に

介護予防通所リハビリテーションを行った場合

要支援1	要支援2
1,200円減算	2,400円減算

エ、処遇改善加算(Ⅱ)

所定単位数の8.3%を加算します。

オ、退院時共同指導加算	1回につき	6,000円
-------------	-------	--------

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導

(※)を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。

※利用者又はその家族に対して、病院又は診療所の主治医の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させることをいう。

④ その他料金

ア、作業活動・レク費等：実費

○サービス計画以外のご利用を受けられる場合は、その部分について介護報酬に準じた金額をご負担いただく場合があります。ご利用回数増等のご希望がある場合は、あらかじめ担当の介護支援専門員、あるいは当事業者のサービス提供責任者にご相談ください。

3 キャンセル

ご利用者の都合でサービスの利用を中止する場合も、キャンセル料はいただきません。利用ができない時はできるだけ早めにご連絡ください。また、振り替えのご利用も可能です。ご希望があれば、担当者までご相談下さい。

4 苦情・相談窓口

提供したサービスについて利用者から相談や苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

○通所リハビリテーション苦情・相談窓口責任者 氏名 山口 薫

上記以外の苦情相談窓口でも受付けています。

○新潟市高齢介護課 025-226-1273 ○新潟県国民健康保険団体連合会 025-285-3022

5 非常災害対策

○防災設備 スプリンクラー、補助散水栓、非常階段、防煙垂れ幕、誘導灯、
自動火災報知器、非常通報装置、非常用電源、消火器

○消防訓練 年2回実施

6 サービスの利用にあたっての注意事項

- 1 介護保険証、健康保険証、老人医療受給者証等をサービス利用初日にご持参ください。
- 2 体調の変化などでサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めにご連絡ください。
- 3 ご利用前に体調の変化等が気になる時やサービスの利用中に気分が悪くなったときは、職員に直ちにお申し出ください。
- 4 その他、ご利用時に指示されたものをご持参ください。
- 5 送迎車を利用して通院や買い物をしていただくことはできませんのでご了承ください。
- 6 道路状況や災害、他のご利用者様の状態などにより予定通りの送迎が行えない場合があります。
- 7 利用者の安全を守るため、大切なペットを守るため、また、職員が安全に送迎介助・業務を行うためにも、訪問時はリードに繋いでいただくか、ケージへ入れて頂く等の配慮をお願いします。

